公示

「会議室・音楽練習室・和室使用規程」を以下のように改正する。 ただしこの改正は、学生会館委員会の承認により成立した。

会議室・音楽練習室・和室使用規程の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

共用部屋使用規程

第1条中「会議室、音楽練習室及び和室」を「会議室、音楽練習室、和室及び B 棟屋上」 に改める。

第2条第2項中「学生会館の第1音楽練習室」を「この規程において「音楽練習室」とは、 学生会館の214 号室、 第1音楽練習室」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条第2項を削る。

第5条第2項を削る。

第6条第1項及び第3項中「使用責任者」を「使用者」に改め、同条第2項を削り、第3項 を第2項とし、同項中「利用」を「使用」に改める。

第7条第1項中「使用責任者」を「使用者」に改め、同条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条を次のように改める。

第9条(通常使用)

共用部屋の通常使用申請は、次の各号に定める期間に行うものとする。

- 一 一次抽選 2か月前~8日前
- 二 二次抽選 一次抽選~4日前
- 三 当日窓口予約 当日

第10条第1項第2号中「留学生団体及び」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 優先使用申請は、2か月前から12日前に行うものとする。

第15条中「利用」を「使用」に改める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

以上